

平成23年6月28日



むかい税理士法人

代表税理士 向 智大

1 はじめに

平成23年度税制改正法案は、

- ①「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための改正法律案」
 - ②「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備をはかるための改正法律案」
- の2本の法案に分離されました。

このうち、

- ②「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備をはかるための改正法律案」
- が平成23年6月22日の国会で可決され、成立しました。

これから、平成23年6月22日に成立した改正のうち、主なものの内容について説明をしていきたいと思います。

※本書において「公布日」とあるのは、②「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備をはかるための改正法律」の公布日のことを指します。

2 個人所得課税の改正

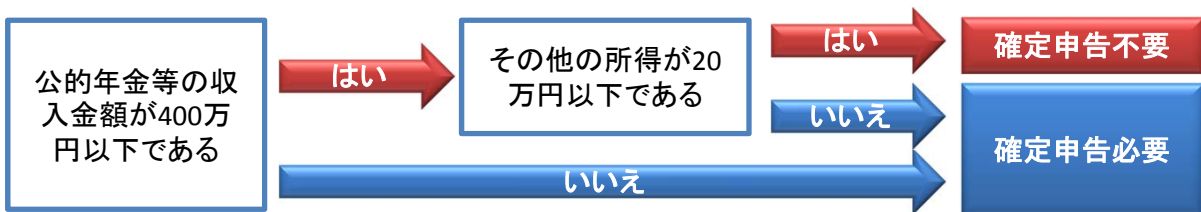
年金所得者の申告手続きが簡単になります。

これまででは、

公的年金等には源泉徴収制度はあっても年末調整が行われなため、**年金所得者**は原則として所得税の精算を行うために**確定申告を行う**こととされていました。

改正により、

- 年金所得者の確定申告不要制度ができました。**公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下**の場合は、その年分の所得税について**確定申告は不要**となります。この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。



- 公的年金等の源泉徴収税額の計算について、**寡婦(寡夫)控除が考慮**されるようになります。寡婦(寡夫)控除とは、夫(又は妻)を亡くされた方などで一定の要件を満たす方が適用を受けることができ、**27万円又は35万円が所得の金額から控除**されます。この改正は平成25年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用されます。

2

個人所得課税の改正

所得税の還付申告が1月1日から提出できるようになります。

所得税の申告義務がある方の還付申告について、その年の翌年**1月1日から提出することができる**ようになります。
この改正は平成23年分以後の所得税について適用されます。

上場株式等の優遇税制が延長されました。

これまで、

上場株式や公募株式投資信託の配当所得や譲渡所得の税率は、平成23年12月末に軽減税率(10%)の適用期限を迎える予定でした。

改正により、

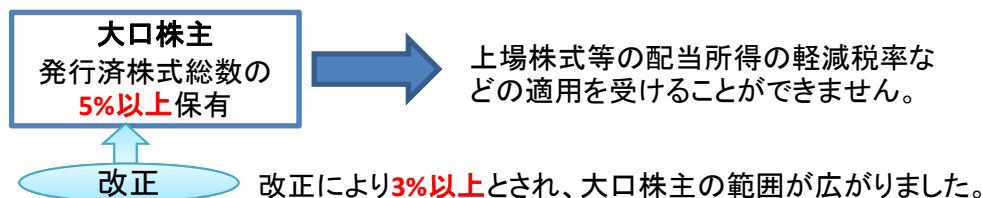
- さらに2年延長され、**平成25年12月末まで軽減税率が適用**されることとなりました。
- これに伴って、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得の非課税制度(日本版ISA)の開始も平成26年1月に先送りされることとなりました。

	平成25年12月末まで	平成26年1月から
上場株式等の配当所得、譲渡所得の税率	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)
非課税口座制度(日本版ISA)		適用開始

□ 日本版ISAとは

- 非課税口座内で管理されている上場株式等の配当や譲渡所得については、非課税口座の開設した年を含む10年間は非課税とされる制度です。
- 非課税口座は、20歳以上の個人が、平成26年に1つ、平成27年に1つ、平成28年に1つ開設することができます。非課税口座には、口座開設年に上場株式等を合計100万円まで買い入れることができます。

上場株式等の特例に関する大口株主の範囲が広がります。



この改正は平成23年10月1日以後に支払いを受けるべき配当について適用されます。

2

個人所得課税の改正

特定寄附信託の利子所得の非課税制度が導入されます。

新たに、**特定寄附信託契約**(いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」)により設定された信託の信託財産から生じる**利子所得を非課税**とする制度が創設されました。

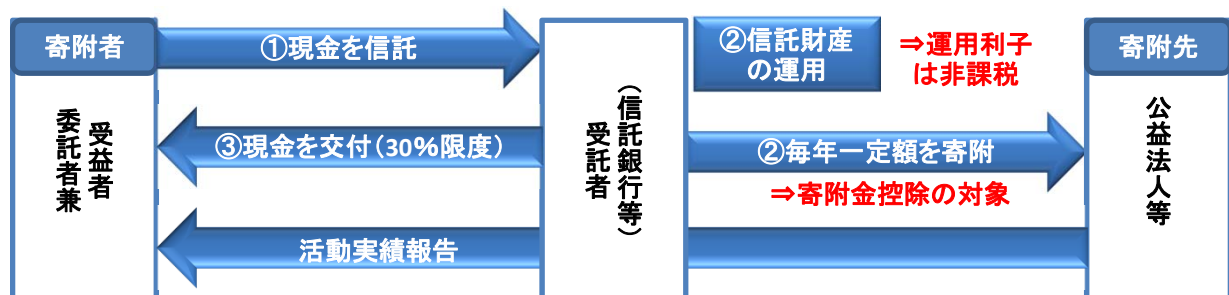
特定寄附信託とは、公益法人等に対する寄附を目的とする信託をいいます。

特定寄附信託の登場人物は、

「委託者兼受益者(寄附をする人)」、「受託者(信託銀行等)」、「公益法人等」です。

特定寄附信託の流れは、

- ① 委託者が現金を信託銀行等に信託します。
- ② 信託銀行は、信託財産を運用するとともに、信託財産から毎年一定額を公益法人等に寄附します。
- ③ 委託者は、信託財産から当初信託元本額の30%を限度として、毎年均等額の交付を受けることができます。
- ④ 委託者が死亡した場合は、信託は終了し、その信託財産のすべてを公益法人等に寄附することとなります。



住宅リフォーム減税制度が延長されました。

一定のバリアフリーリフォーム、省エネリフォーム、耐震リフォームをした場合の税額控除制度(住宅リフォーム減税制度)が一部見直しの上延長されました。

改正後の住宅リフォーム減税制度の概要は以下のとおりです。

	所得税の控除額		
	平成23年	平成24年分	平成25年分
バリアフリーリフォーム	工事費用(上限200万) × 10%	工事費用(上限150万円) × 10%	適用なし
省エネリフォーム	工事費用(上限200万円) × 10% ※公布日以後のリフォームは、補助金等の額を控除します。		適用なし
耐震リフォーム	工事費用(上限200万円) × 10% ※公布日以後のリフォームは、補助金等の額を控除します。		

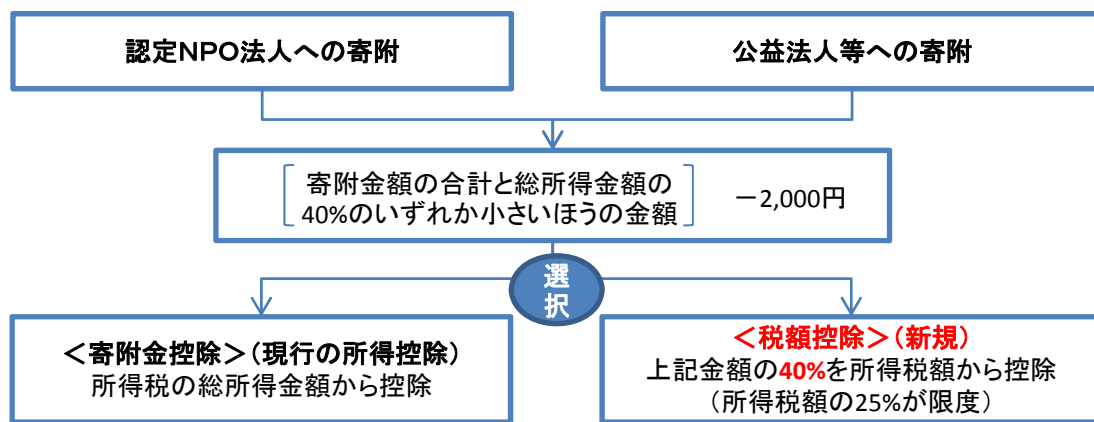
2

個人所得課税の改正

認定NPO法人などへの寄附金の税額控除制度が導入されます。

これまで、
公益のために行った寄附に対しては、寄附金控除(所得控除)の制度がありました。

改正により、
さらに、認定NPO法人や一定の公益社団法人・財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更正保護法人への寄附について、新たに**寄附金額の40%を税額控除**する制度が導入されました。



給与所得控除などの改正については現時点では見送られました。

平成23年度税制改正で成立が見込まれていた、

- ✓ **給与所得控除の見直し**
高額所得者の給与所得控除額に制限を設けるなど
- ✓ **退職所得課税の見直し**
勤続年数5年以内の役員の退職金の2分の1課税の廃止
- ✓ **成年扶養控除の見直し**
成年扶養控除について、所得400万円超の納税者について、段階的に控除を縮減、廃止

などの改正については、前述の①「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための改正法律案」に含まれており、**現時点での成立は見送られました。**

この法案については**継続して審議される予定**です。

3 資産課税の改正

住宅取得等資金の贈与税非課税制度が改正されました

住宅用の家屋の新築や取得、増改築をするための資金(住宅取得等資金)の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(平成23年分は1,000万円)の特例

住宅建築のための土地を先に取得した場合(贈与資金を土地取得資金とした場合)

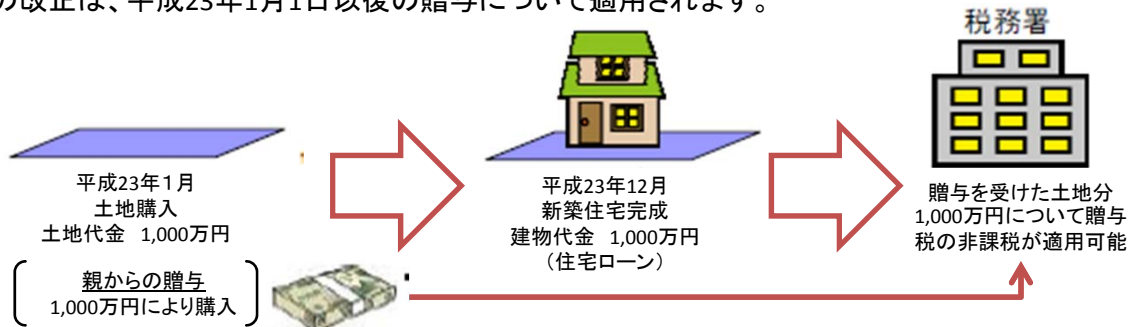
改正前

一定の要件を満たさない限りは贈与税の非課税の特例の適用なし

改正後

贈与税の非課税の特例の適用あり

この改正は、平成23年1月1日以後の贈与について適用されます。



住宅用家屋の登録免許税の軽減税率が延長されました。

住宅用家屋にかかる登録免許税の軽減税率の期限が延長され、平成25年3月末まで適用されることとなりました。

	平成25年3月末まで	平成25年4月から
住宅用家屋の所有権の保存登記	0.15%	0.4%
住宅用家屋の所有権の移転登記	0.3%	2.0% (相続による移転は0.4%)
住宅取得等資金の貸付け等に係る 抵当権の設定登記	0.1%	0.4%

住宅保証協会等が受ける抵当権設定登記の登録免許税率が延長されました。

住宅保証協会等が受ける抵当権設定登記にかかる登録免許税の軽減税率が引き上げられた上で、適用期限が平成25年3月末まで延長されることとなりました。

	公布日まで	平成25年3月末まで	平成25年4月から
住宅保証協会等が受ける 抵当権設定登記	0.1%	0.15%	0.4%

3 資産課税の改正

オンライン申請による登録免許税の特別控除が延長されました。

電子情報処理組織を使用する登記の申請(いわゆるオンライン申請)を行った場合の登録免許税の特別控除額が引き下げられたうえで、**適用期限が平成25年3月末まで延長**されることとなりました。

	公布日まで	平成24年3月末まで	平成25年3月末まで
オンライン申請による登録免許税の特別控除限度額	5,000円	4,000円	3,000円

不動産の売買契約書等の印紙税の軽減税率が延長されました。

不動産売買契約書等の印紙税の軽減税率の期限が延長され、**平成25年3月末まで適用**されることとなりました。

	平成25年3月末まで	平成25年4月から
契約金額 千万円超、5千万円以下	15,000円	20,000円
契約金額 5千万円超、1億円以下	45,000円	60,000円
契約金額 1億円超、5億円以下	80,000円	100,000円
契約金額 5億円超、10億円以下	180,000円	200,000円
契約金額 10億円超、50億円以下	360,000円	400,000円
契約金額 50億円超	540,000円	600,000円

基礎控除の引き下げなどの改正については、現時点では見送られました。

平成23年度税制改正で成立が見込まれていた、

- ✓ **相続税の基礎控除額の引き下げ**
【現行】 5,000万円+1,000万円×法定相続人数
⇒ 【改正案】 3,000万円+600万円×法定相続人数 へ引き下げ
- ✓ **相続税・贈与税の税率構造の見直し**
相続税の税率構造の見直しを行い、最高税率を55%とする
- ✓ **死亡保険金の非課税措置や未成年者控除・障害者控除の見直し**

などの改正については、前述の①「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための改正法律案」に含まれており、**現時点での成立は見送られました。**

この法案については**継続して審議される予定**です。

4

法人税の改正

雇用促進税制が創設されました。

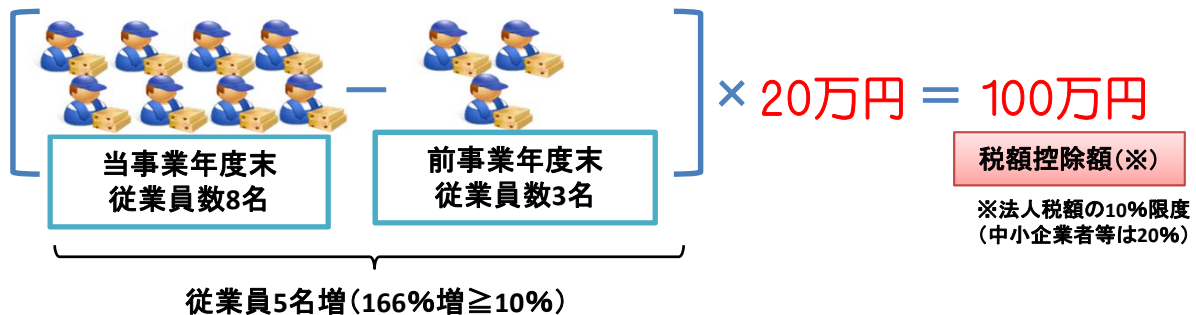
新たに、**雇用を一定以上増加させた企業**に対する税額控除制度(雇用促進税制)が創設されました。

具体的には、青色申告書を提出する法人が、**平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度**において、次の要件を満たし、かつ一定の事業を行っている場合には、その事業年度中に増加した従業員(雇用保険の一般被保険者)**一人当たりにつき20万円**の税額控除ができます。

<適用要件>

- ① 前事業年度及び当事業年度中に、**事業主都合による離職者がいない**こと。
- ② 当該事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般被保険者数が、前事業年度末に比して**5人以上**(中小企業者等については**2人以上**)及び**10%以上増加**していること。
- ③ 当該事業年度における「**支払給与額**」が、前事業年度より**一定額以上増加**していること。

<控除額計算例>



グリーン投資減税が創設されました。

新たに、エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等(**エネルギー環境負荷低減推進設備等**)を取得した場合に、その**取得価額の30%相当額の特別償却**が可能となる、いわゆる**グリーン投資減税**が創設されました。

<内容>

- ① 青色申告法人が
- ② 公布日から平成26年3月31日までの間に**エネルギー環境負荷低減推進設備等(※1)**を取得し、
- ③ 1年以内に事業の用に供した場合

取得価額の**30%の特別償却(※2)**
(中小企業者等は**7%の税額控除(※3)**
と**選択適用**)

4

法人税の改正

グリーン投資減税が創設されました。(つづき)

※1 エネルギー環境負荷低減推進設備等の例

プラグインハイブリッド自動車、低炭素型工業炉、電気自動車、LED照明、太陽光発電設備、風力発電設備など

※2 事業年度の税額の20%を限度

※3 控除限度超過額は1年間の繰り越しが可能

法人実効税率引下げなどの改正については現時点では見送られました。

平成23年度税制改正で成立が見込まれていた、

✓ 法人税率の引き下げ

現行の法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げ

中小法人に対する軽減税率(年所得800万円以下)を18%から15%へ3%引き下げ

✓ 減価償却資産の償却率の見直し

定率法の償却率について、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍(現行2.5倍)とする

✓ 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の控除限度額を所得金額の80%(現行100%)とし、繰越期間を9年(現行7年)とする

などの改正については、前述の①「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための改正法律案」に含まれており、**現時点での成立は見送られました。**

この法案については**継続して審議される予定**です。

5

消費税の改正

免税事業者要件が見直しされました。

これまでは、

基準期間(※1)における課税売上高が**1,000万円以下である場合**



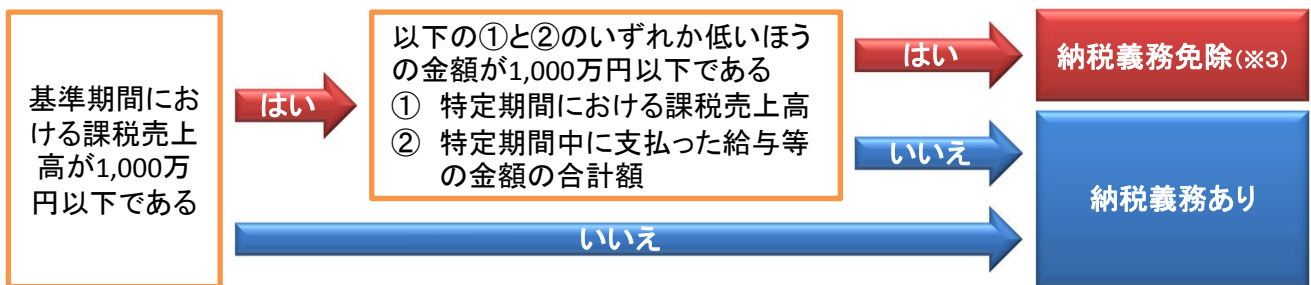
消費税の納税義務が免除

改正により、

たとえ基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、以下の①と②のいずれか低いほうの金額が1,000万円を超える場合には、**消費税の納税義務が免除されない**こととなりました。

- ① 特定期間(※2)における課税売上高
- ② 特定期間中に支払った給与等の金額の合計額

この改正は**平成25年1月1日以後に開始**する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用されます。



前々期	前期	当期	翌期
課税売上高 900万円	課税売上高 3,000万円	課税売上高 3,000万円	
← 基準期間 →	← 特定期間 →		
基準期間の課税売上高 900万円 (< 1,000万円)	特定期間の課税売上高 1,200万円 (> 1,000万円)	改正前 免税事業者	課税事業者
		↓ 改正後 課税事業者	

※1 基準期間とは個人事業者の前々年又は法人の前々事業年度その他一定の期間をいいます。

※2 特定期間とは次に掲げる期間をいいます。

- ① 個人事業者のその年の前年の1月1日から6月30日までの期間
- ② その事業年度の前事業年度(7月以下であるものその他一定のもの(③において「短期事業年度」という。)を除く。)がある法人の当該前事業年度開始の日以後6月の期間
- ③ その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度(その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。)開始の日以後6月の期間(当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間)

※3 課税事業者選択届出書を提出している場合を除きます。

5

消費税の改正

仕入税額控除の95%ルールが見直しされました。

これまでは、

課税期間の課税売上割合が95%
以上の場合



課税仕入れ等の全額が仕入税額控除される

改正により、

上記規定の適用について、**1年間の課税売上高が5億円以下の事業者**に限定されることとなりました。

この改正は**平成24年4月1日以後**に開始する課税期間から適用されます。

<例：課税売上高97%の事業者のケース>

1年間の課税売上高が8千万円
(\leq 5億円)の場合



課税仕入れ等の全額が仕入税額控除される

1年間の課税売上高が8千万円
(\leq 5億円)の場合



課税仕入れ等の全額控除不可(個別対応方式又は一括比例配分方式により計算が必要)

改正

平成23年度税制改正に関するご質問やセミナーのご依頼に関する連絡先
むかい税理士法人 税理士 向智大 電話 076-254-0301
税理士 向貴子